



ニュース・レター

N E W S L E T T E R

令和7年8月発行

第34号

2025. 8

家族法制の見直しに関する改正民法の解説

法務省民事局付 沼田 真一

※本解説は、「2024年度養育費等の相談支援に関する全国研修会」（令和7年2月26日開催）におけるご講義の内容について、改めて、沼田局付に文章化していただき、掲載させていただきました。文中の意見については、沼田局付の個人的見解であることを御理解いただきたいとのことです。

背景と課題

父母の離婚後の子の養育の在り方は、子の生活の安定や心身の成長に直結する問題ですし、子の養育の在り方も多様化しています。また、現状では、養育費・親子交流について、取決め率も履行率も低調です。このような現状においては、父母の離婚に直面する子の利益を確保するためには、父母が離婚後も適切な形で子の養育に関わり、その責任を果たすことが重要です。

検討の経過

令和3年2月に、法務大臣から法制審議会に対し、「父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問がされ、同年3月から、法制審議会家族法制部会における調査審議が開始されました。令和6年1月の家族法制部会第37回会議において、「家族法制の見直しに関する要綱案」が出席委員の賛成多数により取りまとめられました。令和6年2月の法制審議会総会においては、出席委員の全会一致により、この要綱案の内容どおりに「家族法制の見直しに関する要綱」が採択された上で、法務大臣に答申されました。今回の改正に係る「民法等の一部を改正する法律案」は、この要綱に沿って立案されたもので、令和6年3月8日の閣議決定を経て、第213回国会に提出され、令和6年5月17日に本改正法が成立しました。本改正法は、令和6年5月24日に公布されています。

改正項目

本改正法の改正項目の主なものは、

- 1 親の責務等に関する規定の新設
- 2 親権に関する改正
- 3 養育費に関する改正
- 4 親子交流に関する改正
- 5 養子縁組に関する改正
- 6 財産分与に関する改正
- 7 その他の改正

となりますが、皆様の御関心が高い親権、養育費、親子交流に関するところを中心に、それぞれの内容について、説明します。また、皆様に寄せられている民法等改正に関する疑問や問い合わせについて、事前に、養育費・親子交流相談支援センターからお伺いしておりますので、説明の中で適宜、参考となるお話ししていきます。

1 親の責務等に関する規定の新設

(1) 規定の新設の趣旨

では、まず、親の責務等に関する規定の新設についてです。父母は、親権の有無にかかわらず、子との関係で特別な法的地位にあると解され、その双方が適切な形で子の養育に関わりその責任を果たすことが子の利益の観点から重要ですが、現行民法上はこのことが必ずしも明確には規定されていませんでした。そのため、例えば、親権者でない親が、子に対して何らの責任を負わないかのような誤解がされることがあるとの指摘がされていました。そこで、新民法では、父母は、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達に程度に配慮してその子を養育しな

なければならないことを明確化しています。子の養育に関する父母の関わり合いは、経済的・金銭的な側面から子の成長を支えるものもあれば、精神的・非金銭的な関与もあります。新民法において、父母が「子の心身の健全な発達を図るため……子を養育しなければなら」ないこととしているのは、このような金銭的な関与と非金銭的な関与の双方の側面において、父母が子との関係で一定の責務を有することを意味する趣旨です。

(2) 親の責務の内容

一つ目として、新民法は、父母が子の養育をするに当たって、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達に程度に配慮しなければならないこととしていますが、これは、現民法の「子の人格の尊重等」に関する規定と同趣旨のものです。「子の人格を尊重する」ことには、子の意見・意向等を適切な形で尊重することが含まれます。

二つ目として、新民法は、父母の扶養義務の程度について規定しています。現行民法においても、直系血族は互いに扶養義務を負うため、親は子を扶養する義務を負うこととされており、その扶養義務の程度については、通常の直系血族間の扶養義務の程度が、自己の生活を犠牲にしない程度で最低限の生活扶助を行う義務であると解されているのに対し、親の子に対する義務は、子が自己と同程度の水準の生活を保持することができるように扶養する義務であると解されています。新民法において、父母の責務として、子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならないこととしているのは、このような現行民法の解釈を明確化する趣旨です。この規定では、父母が生活保持義務を負うこととなる「子」の範囲を未成年の子に限定しておらず、その範囲については解釈に委ねられることとなります。

三つ目として、民法は、直系血族及び同居の親族が互いに助け合わなければならないことや、夫婦が互いに協力し扶助しなければならないことを規定していますが、婚姻関係にない父母間の関係については、明文の規定がありません。このことに対しては、離婚後の父母双方が子の養育に関して責任を果たしていくためには、父母が互いの人格を尊重できる関係にある必要があることや、父母が平穩にコミュニケーションをとることができるような関係を維持することが重要であることなどの指摘がされていました。そこで、新民法は、父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならないことを明確化しています。

(3) 人格尊重義務・協力義務の違反と評価され得る行為の例

この父母相互の人格尊重義務や協力義務の具体的な内容としては、暴行・脅迫等の相手方の心身に悪影響を及ぼす言動や誹謗中傷をしてはならないこと、子の監護に

関する協議をするに当たって誠実に話し合うべきこと、父母が共同して親権を行うべき場面では、子の身上監護や財産管理をするに当たって子の利益のために熟慮し互いの意見を尊重しあって意思決定をすべきこと、などが想定されます。このほか、濫用的な審判・調停の申立てをすることも、個別具体的な事情によっては、この人格尊重義務や協力義務に違反すると評価される場合があります。また、子と同居する父母の一方が監護及び教育に関する日常の行為について単独で親権を行う場合に、子と別居する父母がこれに不当に干渉してはならないことなども想定されます。さらに、父母の一方が特段の理由なく他方に無断で子の居所を変更するなどの行為をした場合、家庭裁判所が親子交流についての定めをしたものの、父母の一方が特段の理由なくこれを履行しない場合、父母の一方が、養育費や親子交流など、子の養育に関する事項についての協議を特段の理由なく一方的に拒否する場合、父母の一方が親権を単独で行うことができるときにその親権行使によって他の父母の親子交流等を不当に妨害する場合などは、個別具体的な事情によっては、この人格尊重義務や協力義務に違反すると評価される場合があります。父母の一方がこの人格尊重義務や協力義務に違反した場合には、親権者の指定・変更の裁判や親権喪失・停止の審判の際に、その違反の内容及び程度が考慮され得ることとなると考えられます。

2 親権に関する改正

(1) 親権の性質の明確化

次に、親権に関する改正についてです。親権は、親の権利のみでなく義務としての性質も有し、これを子の利益のために行使しなければならないと理解されており、こうしたことを明らかにするために、平成23年の民法改正の際には、親権者の権利義務に関する規定に「子の利益のために」との文言が追加され、また、令和4年の民法改正の際には、親権者の監護及び教育における行為規範を示す規定が新設されています。もっとも、現行民法は、子が親権に「服する」と表現しているため、親権が専ら親の権利、子に対する支配権であるかのように誤解されているとの懸念が示されていました。そこで、新民法は、「服する」という表現を改め、親権は、子の利益のために行使しなければならないことを明確化しています。

(2) 離婚後の親権者の定め

現行民法は、父母の婚姻中はその双方を親権者とする一方で、父母の離婚後は必ずその一方のみを親権者と定めなければならないとしており、離婚後の父母双方を親権者とするを例外なく一律に禁止していましたが、本改正法は、父母の離婚後もその双方を親権者としてすることができることとしています。父母の離婚後の親権者の

定めの方法について、現行民法は、父母が協議離婚をするときは、父母の協議でその定めをすることとした上で、父母間に意見対立がある場合には、裁判所が、その定めをするといった枠組を採用しています。このような枠組は、新民法においても維持されています。離婚後の親権者を父母双方とするかその一方とするかについては、個別具体的な事情に即して、子の利益の観点から最善の判断をすべきであり、新民法も、このような考え方に沿ったものです。また、新民法によれば、父母は、離婚後の親権者を定めるに当たっても、子の意見を適切な形で考慮することを含め、子の人格を尊重しなければならないこととなります。協議が調わない場合について新民法は、父母が裁判離婚をするときや、協議離婚をしようとする父母間において親権者の定めに関する協議が調わないときは、裁判所が、父母の双方又は一方を親権者と定めることとしており、その際に裁判所が考慮すべき要素を明確化するとともに、父母の一方を親権者と定めなければならない場合を規定することとしています。これらの規定は、父母が離婚後も適切な形で子の養育に関わり、その責任を果たすことが、子の利益の観点から重要であるとの理念を前提とした上で、離婚後の親権者を父母双方とするかその一方とするかについては、個別具体的な事情に即して、子の利益の観点から最善の判断をすべきであるとの考え方に沿ったものです。

親権者指定の際の考慮要素は、新民法819条7項に規定されますが、その前段は、裁判所が離婚後の親権者を判断するに当たっては、子の利益のため、父母と子との関係や父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならないこととしています。これは、当事者の意見を考慮することや、子が意見を表明した場合にはその意見を適切な形で考慮することを含むものです。そして、新民法第819条第7項後段は、「父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるとき」は、裁判所は必ず父母の一方を親権者と定めなければならないこととし、その具体的な場合として、父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるときと、父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれの有無、親権者の定めについての協議が調わない理由その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるときがあることを例示しています。

なお、同項の規定は、当事者の一方に各考慮要素についての立証責任を負わせる趣旨のものではなく、これに該当しない場合でも、裁判所は、子の利益のため、単独親権の定めをすることができます。

本改正法の立案の過程では、離婚後の父母双方を親権者とするに対し、DVや虐待の被害が拡大するのではないかといった懸念や反対意見が示されました。先ほど説明したように、新民法第819条第7項は、単独親権

と判断しなければならない場合を例示しています。第7項の第1号にいう父又は母が子の心身に害悪を及ぼす「おそれ」や、第2号にいう父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受ける「おそれ」とは、具体的な状況に照らし、そのような害悪や暴力等を及ぼす可能性があることを意味するものであり、この「おそれ」については、裁判所において、個別の事案ごとに、それを基礎付ける方向の事実とそれを否定する方向の事実とが総合的に考慮されて判断されます。この判断においては、医師の診断書のような、過去にDVや虐待があったことを裏付ける客観的な証拠の有無に限らず、諸般の状況が考慮されます。

父母の一方が過去に虐待やDVをしたという事実は、今後の虐待等の「おそれ」を基礎付ける方向の重要な事実と認められ、新民法第819条第7項第1号や同項第2号の「おそれ」が肯定される方向に傾く大きな考慮要素となると考えられます。

本改正法の立案の過程では、裁判所が離婚後の父母双方を親権者として定めることができる場合を、その旨の父母の合意があるときに限定すべきではないかとの意見もありました。このような意見を採用すると、父母の一方が自らを単独の親権者として主張した際には、その理由の如何を問わず、家庭裁判所が離婚後の父母双方を親権者として定めることができなくなる結果として、父母の一方に「拒否権」を付与することとなります。しかし、離婚後の親権者の定めについて、父母の協議が調わない理由には様々なものが考えられますので、父母の合意がないことのみをもって父母双方を親権者として一律に許さないこととするのは、かえって子の利益に反する結果となりかねません。また、裁判所の調停手続においては、父母の葛藤を低下させ、子の利益に目を向けてもらうための取組も実施されており、高葛藤であったり、合意が調わない状態にあった父母であっても、調停手続の過程で感情的な対立が解消され、親権の共同行使をすることができる関係を築くことができるようになるケースもあり得ると想定されます。そのため、父母の合意が調わないために裁判所における親権者指定の調停等の申立てがされた場合に、当初の段階から父母双方を親権者とする選択肢を一切除外するのではなく、子の利益の観点から最善の選択がされるよう、当事者の合意形成に向けた運用をすることは望ましいと考えられます。そのため、本改正法では、父母の合意がないことのみをもって父母双方を親権者として一律に禁止することとはせず、裁判所が、父母の協議が調わない理由や背景等の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であるかなどの観点を含め、親子の関係、父母の関係その他一切の事情を考慮して実質的・総合的に離婚後の親権者を判断すべきこととしています。他方で、父母が高葛藤であるケースにおいては、家庭裁判所における調停手続を

経ても、なお父母間の感情的な対立が大きく、その理由や経過等を考慮すると、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められることがあると考えられます。新民法第819条第7項は、そのようなケースにおいて裁判所が親権の共同行使を強制することを意図するものではなく、父母の協議が調わない理由等の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるときには、必ず単独親権としなければならないとしています。例えば、父母の一方が他の一方に対して、誹謗中傷や人格を否定する言動を繰り返しているような場合には、「父母が共同して親権を行うことが困難」に該当し得ます。これに対し、父母間に感情的な対立があったとしても、相互の人格を尊重し、子の養育のために最低限のやり取りが可能であるというケースもあり得るので、そのような場合には、「父母が共同して親権を行うことが困難」とまではいえず、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮し、父母の双方を親権者と定めるとの判断もあり得ます。

なお、親権者指定の判断の際には、裁判所が各当事者の主張内容も考慮することとなると考えられますが、新民法第819条では、各当事者が単独親権を主張していることのみをもって、裁判所が父母双方を親権者とすることを一律に許さないこととはしていません。もっとも、父母がいずれも単独親権とすることを強く主張する事案においては、その背景に、父母間の感情的問題に基づいて親権の共同行使が困難な事情があるのではないかと考えられ、個別具体的な事情に応じて、裁判所が必ず単独親権としなければならないことがあり得ます。

現行民法では、協議離婚の場合において、父母が離婚をすることと、その後の親権者を父母のいずれに定めるかを、同時に決定しなければならないこととされています。そのため、父母が協議上の離婚をすることを合意していたとしても、その後の親権者についての協議が調っていなければ、離婚の届出が受理されません。このような仕組みに対しては、DV等があるなどの理由で早期に離婚をすることを望む父母の一方が、離婚後の親権者の定めについての他方からの求めに安易に応じてしまい、結果的に、親権者の定め方が適正さを欠くこととなるのではないかとの指摘がされていました。そこで、新民法は、離婚時に親権者に関する父母の協議が調っていない場合であっても、親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされていれば、協議離婚の届出を受理することができることとしています。

現行民法は、父母の離婚後等にその親権者が定められた後、子の利益のために必要があると認められるときは、家庭裁判所が、「子の親族」の請求によって、その親権者を「他の一方」に変更することができるものとしています。新民法は、親権者変更の請求をすることができる者に子自身を加えることとしています。これは、親権者

の変更により子に直接影響が生ずることから、申立権を認め、子の意見を適切に考慮することを、制度的に確保するものです。また、新民法は、離婚後の父母双方を親権者とすることができるようになったことを踏まえ、親権者変更の場面でも、子の利益のため必要があると認められるときは、父母の一方から他の一方への変更のほか、その一方から双方への変更や、その双方から一方への変更を可能とすることとしています。この規定は、父母が本改正法の施行前に離婚してその一方が親権者となっているケースにおいても、その施行後に家庭裁判所が親権者変更の審判をする場合に適用されます。さらに、協議離婚の際に、DVなどを背景とする不適切な形での合意によって親権者の定めがされた場合には、子にとって不利益となるおそれがあるため、親権者変更の手続により、それを是正する必要があります。このような場面における親権者の変更の請求の手続においては、当該定めがされた後の事情変更のみでなく、当該定めがされた際の協議の経過等を考慮することが適切であると考えられます。そこで、新民法は、家庭裁判所が、父母の協議により定められた親権者を変更することが子の利益のため必要であるか否かを判断するに当たって、当該協議の経過、その後の事情の変更その他の事情を考慮するものとするを明確化しています。

家庭裁判所は、今説明したように、協議離婚時の協議の経過やその後の事情の変更を考慮することになりますが、協議の経過を考慮するに当たっては、父母の一方から他の一方への暴力等の有無、家事調停の有無、裁判外紛争解決手続の利用の有無、協議の結果についての公正証書の作成の有無その他の事情をも勘案するものとするとしています。また、新民法第819条第7項は、親権者変更の場面においても、裁判所が、子の利益のため、父母と子との関係や父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならないこととした上で、父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるときは、裁判所は必ず父母の一方を親権者と定めなければならないこととしています。

本改正法の施行前に父母が離婚し、単独親権の定めがされていたケースにおいては、本改正法の施行後もその親権者の定め効力は維持され、本改正法の施行によって自動的に父母双方が親権者となることはありません。その上で、新民法によれば、子の利益のため必要があると認められるときは、家庭裁判所は、申立てにより、親権者を父母の一方から双方に変更することができることとなり、この規定は、父母が本改正法の施行前に離婚して単独親権の定めがされているケースにおいて、その施行後に家庭裁判所が親権者変更の審判や調停をする場合にも適用されます。

この点、「**現在、単独親権である子の同居親が、法改正後に、別居親から共同親権への親権者変更の申立てが**

できると知って恐怖心を抱いているが、どのような場合に裁判所は共同親権への変更を認めることになるのか。」というご質問をいただいております。親権者変更は、子の利益のため必要があると認めるときに限り認められます。この場合にも新民法が適用され、親子間の関係や父母間の関係等が考慮されることとなります。例えば、養育費の支払のような子の養育に関する責任をこれまで十分に果たしてきたかなども、重要な考慮要素の一つであると考えられますし、虐待やDVのおそれがある場合は必ず単独親権と判断されることとなります。

さらにこの点に関しましては、「共同親権が認められない場合として、身体的な暴力を伴う虐待やDVに限定されないとされているが、精神的な虐待やDVを証明することはなかなか難しいため、希望していないのに、裁判所が共同親権にすると判断することもあるのか。」というご質問をいただいております。本改正法では、双方当事人とも自らの主張する事実を証明するに至らない場合において、裁判所がいずれの当事者の主張を採用すべきかについてのルールが定められているわけではありませんので、子の利益の観点から最善の判断をすることが求められることとなります。ですので、当事者が虐待やDVを主張したとしても、その主張が認められず、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情が考慮された結果として、父母の双方を親権者と定められることもあり得ますが、DV、条文上は「身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動」としてはありますが、これは、あくまでも例示であるため、DVに該当しない場合でも、裁判所は、子の利益のため、単独親権の定めをすることができます。虐待やDVを立証できなければ必ず共同親権になる、それが危険だという誤解をされることがあるのですが、決して条文はそのような規定にはなっていません。先ほど申し上げましたように、新民法第819条には、子の利益を害する場合には単独親権とすると書いてあり、その第7項1号、2号で、それぞれ典型的な場合を例示しておりますが、虐待やDVがない、それが立証できない限り、必ず共同親権になるという規定にはなってはいませんので、ここを誤解されないよう説明をしてきたところで、引き続き周知していきたいと考えております。

ところで、婚姻関係にない父母間の子については、父の認知前は、法律上の親子関係が母子間にのみ存在することから、その親権を行使することができる者は母のみです。現行民法は、父の認知により父子間に法律上の親子関係が生じた場合には、父母間の協議で父を親権者と定めることができるものとしていますが、父母双方を親権者と定めることを許容していません。もっとも、このような認知の場面においても、父母の双方が子の養育に責任を持つべきであるとの考え方は、離婚後の場面と同様です。そこで、新民法は、認知の場合においても、父

母の協議により、父母の双方又は父のみを親権者と定めることができることとしています。このほか、新民法は、子の出生前に父母が離婚する場合には、母が親権者となることとした上で、子の出生後に、父母の協議により、父母の双方又は父のみを親権者と定めることができることとしています。

(3) 親権の行使方法

さて、現行民法は、父母の婚姻中、すなわち父母双方が親権者であるときは、父母が共同して親権を行うとした上で、その一方が親権を行うことができないときは他の一方が単独で親権を行う旨を定めています。この規定は、日常の些細な事項を含むあらゆる事項について父母が共同の意思で決定しなければならないことを意味するものではないと解されていますが、親権の単独行使が許容される範囲についての明文の規定がなく、その範囲が不明確であるという問題がありました。そこで、新民法は、親権は、父母が共同して行うとした上で、その一方のみが親権者であるとき、他の一方が親権を行うことができないとき、子の利益のため急迫の事情があるとき、監護及び教育に関する日常の行為をするときは、その一方が親権を単独で行う旨を明確化しています。また、父母双方が共同で親権を行うべき事項についての父母の意見対立に対応するため、家庭裁判所が、父母の一方を当該事項についての親権行使者と定めることができる手続を新設しています。

新民法によれば、父母双方が親権者である場合には、親権の単独行使が許容されるときはほか、親権は父母が共同して行うこととなります。この「共同して行う」とは、身上監護や財産管理等の親権の行使が、父母の共同の意思で決定されることをいいます。父母の共同の意思での決定には、父母の共同の名義によって親権の行使をした場合のみならず、例えば、父母の一方が、他方の同意を得て、単独名義で親権の行使をする場合も含まれるところであり、その場合の他方親権者の同意は、黙示的なものでもよいと考えられます。

次に、新民法によれば、父母双方が親権者であっても、監護及び教育に関する日常の行為に係る親権行使については、その一方が単独ですることができます。このような規定が設けられたのは、実際に目の前で子の世話をしている親が日常的な身上監護をするに当たって困ることがないようにする趣旨です。そのため、父母が別居しているケースにおいては、同居親は、別居親から不当に干渉されることなく、監護及び教育に関する日常の行為を単独ですることができることとなります。「監護及び教育に関する日常の行為」とは、「日々の生活の中で生ずる身上監護に関する行為で、子に対して重大な影響を与えないもの」を指すものです。例えば、子の食事や服装、短期間の観光目的での海外旅行、子の心身に重大な影響を与えないような医療行為や日常的に使用する薬、通常

のワクチン接種、習い事、高校生の放課後のアルバイトなどに係る親権行使は、基本的には、「日常の行為」に該当し得るものと考えられます。他方で、子の転居、子の心身に重大な影響を与える医療行為（中絶手術を含む）、子の進路に影響するような進学先の選択・入学の手續（私立小学校・私立中学校への入学や、高校への進学、長期間の海外留学など）や、高校に進学をせず又は高校を中退して就職することなどに係る親権行使は、基本的には、「日常の行為」には該当しないと考えられます。また、子の預貯金口座の開設、子に対して債務を負担させるような契約の締結、子の所有する財産の処分は、財産管理に属する行為であって監護及び教育に関する事柄ではないため、「監護及び教育に関する日常の行為」には該当しません。

なお、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当しない行為であっても、子の利益のため急迫の事情があるときは、親権の単独行使が可能です。

この点について、「民法等改正の周知パンフレット」において、親権の単独行使が可能な「日常の行為に当たる例」と共同行使が必要な「日常の行為に当たらない例」がいくつか示されているが、これから更に様々な例が追加されていくことになるのか。また、急迫の事情があるときの例が示されているが、ほかにはどのような例があるのか。」というご質問をいただいております。子の養育の過程で親権を行使すべき場面には様々なものがありますので、「日常の行為」や「急迫の事情」があると認められる具体的な事例を、網羅的に説明することは、難しいところがあります。例えば、子の就職に関する判断について、先ほど、高校生が放課後にアルバイトをするような場合は、「日常の行為」に該当し得ると説明しましたが、長期間勤務する会社への就職の許可などのように、子に対して重大な影響を与え得るものは、「日常の行為」に該当しないと考えられます。引き続き、改正法の趣旨・内容が正しく理解されるよう、関係府省庁等とも連携して、適切かつ十分な周知・広報に努めたいと考えております。

先ほど少し言及しましたが、新民法によれば、父母双方が親権者であっても、子の利益のため急迫の事情があるときは、その一方が親権を単独で行うことができます。「子の利益のため急迫の事情があるとき」とは、「父母の協議や家庭裁判所の手續を経ては、適時に親権を行使することができず、その結果として、子の利益を害するおそれがあるような場合」をいいます。これに該当する場合としては、例えば、入学試験の結果発表後の入学手續のように一定の期限までにすることが必須であるような場合、DVや虐待からの避難が必要である場合、緊急の医療行為を受ける必要がある場合などが考えられます。法制審議会や国会における審議の過程では、「子の利益のため急迫の事情があるとき」の解釈について、具

体的な場面を想定した議論もされました。例えば、DV等からの避難については、加害行為が現に行われている時やその直後のみに限られず、加害行為が現に行われていない間も「急迫の事情」が認められる状態が継続し得るとの解釈が確認されていますが、このような解釈は、DV事案においては加害行為が反復継続するおそれがあるなどの特性に着目したものです。

医療行為については、「共同親権のもとで、子の同居親が別居親の承諾を得ずに、子の重大な医療措置をする判断をして、子にとって悪い結果が生じた場合に、別居親から損害賠償を請求されたりすることはあるのか。」というご質問をいただいております。どのような場合に不法行為により損害を賠償する責任を負うか否かは、個別具体的な事情に基づき判断されるものですので、このことは、現在も改正後も同様であると考えますが、緊急に医療行為を受けるため医療機関との間で診療契約を締結する必要がある場合などは、「子の利益のため急迫の事情があるとき」に該当し、父母双方が親権者であっても、その一方が親権を単独で行うことができます。緊急の医療行為については、例えば、手術日まで2、3か月程度の余裕があるといったケースでは、その間にどのような手術を子に受けさせるかについて父母の協議等をする時間的余裕があることもあり得るところであり、このように父母の協議等を経ていても子の利益を害するおそれがあるとはいえない場合には、直ちには「急迫の事情」があるとはいえないと考えられます。もっとも、このようなケースであっても、その協議等ができずに手術日が迫ってきたようなときは、「急迫の事情」に該当し得ます。また、手術に先立って入院したり、検査等を受けたりする必要がある場合のように、手術日の2、3か月前にあらじめどのような手術を子に受けさせるかを決定する必要があるようなケースもあり得るところであり、そのようなケースでは、手術日まで2、3か月程度の余裕がある場合であっても、その段階で「急迫の事情」に該当し得ます。

新民法は、父母双方が共同で親権を行うべき特定の事項についての父母の意見対立に対応するため、家庭裁判所が、父母の一方を当該事項についての親権行使者と定めることができる手續を新設しています。この手續において、家庭裁判所が父母のいずれを親権行使者に指定すべきかについては、個別具体的な事情に即して、例えば、子の年齢及び発達に程度に応じた子の意見・意向など、様々な事情を総合的に考慮して、子の利益の観点から判断すべきであると考えられます。

（４）監護についての定め

現行民法は、父母の離婚後に、親権者の定めとは別に、監護者の定めその他子の監護について必要な事項を定めることができることとしていますが、監護の分掌についての明文の規定がありません。そこで、新民法は、父母

の離婚後の子の監護について、「監護の分掌」の定めをすることができることを明確化しています。監護の分掌とは、子の監護を父母が分担することで、例えば、子の監護を担当する期間を分担することや、監護に関する事項の一部、例えば、教育に関する事項などを父母の一方に委ねることがこれに該当すると考えられます。

現行民法によれば、父母が離婚するときは、親権者の定めとは別に、「子の監護をすべき者」、監護者を父母間の協議又は家庭裁判所の手続により定めることができることとされており、この規定は、父母の婚姻中においても類推適用されることがあります。監護者の定めをすることは離婚の際の必須の要件とはされておらず、その定めをすることがどうかを判断するに当たっては、子の利益を最も優先して考慮しなければなりません。新民法の下でも、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合にその一方を監護者と定めることは必須とはされていません。しかし、個別具体的な事案によっては、子の利益を最も優先して考慮した結果として、父母の協議又は家庭裁判所の手続により、監護者の定めをすることもあり得ます。もっとも、監護者が定められた場合の効果について、現行民法では、「監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない」旨を規定するのみで、このほか、監護者の権利義務や監護者でない親権者の権利義務については、明確な規定が存在しておらず、その解釈が必ずしも明らかでないとの指摘がされていました。そこで、新民法は、監護者を定めた場合における監護者の権利義務の内容を明確化することとしており、監護者は、民法第820条から第823条までに規定する事項について、親権を行う者と同一の権利義務を有する、具体的には、単独で、子の監護及び教育、居所の指定及び変更並びに営業の許可、その許可の取消し及びその制限をすることができることを規定しています。新民法により規定される監護者の権利義務の対象は、飽くまでも身上監護に属する事項であり、財産管理や法定代理権の行使については、その権利義務に変動を生じません。そのため、父母双方が親権者である場合には、その一方を監護者と定めたとしても、財産管理や法定代理の行使方法については、新民法により、共同行使が必要となるか、単独行使が可能となるかが定まることとなります。また、新民法は、監護者以外の親権者は、監護者による身上監護を妨げてはならない旨を規定しています。これは、監護者の定めがされた場合であっても、監護者以外の親権者がその親権に基づき身上監護をする権限を失うわけではないという理解を前提として、監護者以外の親権者による身上監護と監護者による身上監護が抵触する場合の優先関係を明らかにする趣旨です。そのため、監護者の定めがされた場合であっても、監護者以外の親権者は、その親権に基づき、監護者による監護教育を妨げない範囲で監護及び教育に関する日常の行為をすることができることとなります。

この点について、「子の監護者の権限と親権の単独行使が可能の場合との関係がよく分からない。」というご質問をいただいておりますので、ここで改めて整理します。まず、新民法では、父母双方が親権者である場合であっても、「子の利益のため急迫の事情があるとき」や、「監護又は教育に関する日常の行為をするとき」は、親権の単独行使が可能であることを定めています。他方で、監護者が定められた場合、当該監護者は、「急迫の事情」や「日常の行為」に当たるか否かにかかわらず、単独で、子の監護及び教育をすることができることとしています。したがって、監護者は、例えば、子の居所の指定など、「監護又は教育に関する日常の行為」に当たらない行為についても単独で決定することができることとなります。監護者でない親権者は、監護及び教育に関する日常の行為や急迫の事情がある場合については、単独で親権を行使することができますが、それが監護者の行為と抵触する場合には、監護者の行為が優先することとなります。

親権についての説明は以上となりますが、「共同親権の場合は、同居親のみの収入で就学支援金や給付奨学金の認定が行われるのか、それとも双方の収入の合算で行われるのか。同様に、児童扶養手当等の収入認定については、どのようになるのか。」というご質問をいただいております。高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金の取扱いは、所管の文部科学省において、離婚後に父母双方を親権者と定めた場合の取扱いについて、支援を必要とする高校生に支援を届けられるように、配慮すべき事項等について検討を進めていると承知しています。また、児童扶養手当の取扱いは、こども家庭庁の所管となりますが、民法上の親権や監護者の定めの有無にかかわらず、子を監護している実態があるか否かでその支給対象者を判断していることから、離婚後の父母双方が親権者となった場合にも、子を監護している実態があるか否かで手当の支給対象者を判断し、所得制限の所得算定については、受給者本人の所得によることとしているため、離婚後の父母双方が親権者となることにより算定に影響が及ぶものではないと承知しています。

さて、少し話が親権からそれますが、改正法を円滑に施行し、子の利益を確保するためには、改正内容の周知などの環境整備が重要ですが、そこには、今お話ししたような高等学校等就学支援金や児童扶養手当の取扱いについての周知なども含まれますので、これらの制度を所管する関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保して、総合的・効果的な取組を推進する必要があると考えられます。そこで、政府は、関係府省庁の申合せにより、「父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議」を開催することとしており、その経過は法務省HPで公開されておりますので、ぜひ御覧いただければと思います。

3 養育費に関する改正

(1) 先取特権の付与

これまででは、養育費が支払われない場合には、民事執行手続で相手の財産を差し押さえるためには公正証書や家庭裁判所の調停調書のような「債務名義」と呼ばれる文書が必要でした。そのため、養育費について父母の話し合いによる取決めをしていたとしても、公正証書等を作成していない場合には、地方裁判所への民事執行手続の申立てに先立って、「債務名義」を取得するため、家庭裁判所への調停等の申立てが必要でした。つまり、家庭裁判所における家事調停等の手続と地方裁判所における民事執行手続の二つの裁判手続が必要となることがありました。今回の改正法により養育費の債権に先取特権と呼ばれる優先権が付与されます。これにより、父母の間で養育費について取り決めた文書があれば、家庭裁判所における家事調停等の手続を経なくても、直ちに、地方裁判所における民事執行手続の申立てをすることができるようになります。

さて、この関係では、二つのご質問をいただいております。

一つ目は、「養育費の債務名義がなくても、父母の私的な取決めがあれば、養育費の差押えができると聞いているが、書面での取決めが必要なのか。また、書面には、どの程度の内容が記されている必要があるのか。」というご質問です。先取特権に基づく執行については、養育費の金額や支払時期などについて文書で取り決めておくことが必要です。この「文書」は、公文書である必要はなく、弁護士等の法律専門家が作成した文書である必要もありません。そうは言っても、専門的な法律知識を有しない離婚した父母が民事執行手続の申立てに必要な養育費債権の合意文書を一から作成するのは難しい場合もあると思われるので、改正法の施行までに合意文書のモデル案のようなものを、公開したいと考えております。

もう一つのご質問は、「養育費に先取特権が付与されるといいますが、父母の私的な取決めによる養育費の金額が、法定養育費の金額を上回っているときは、いくらまで差押えができるのか。」というものです。先取特権とこのあと説明する法定養育費については上限額があります。その具体的な金額は、施行日までに法務省令で定められる予定です。

なお、先取特権は、改正法施行後に発生する毎月の養育費が対象です。既に離婚をしている方についても、施行日後に発生する毎月の養育費については、先取特権が付与されます。

(2) 法定養育費

では、今言及しました法定養育費制度について説明します。本来、養育費の分担は、父母の話し合いや家庭裁判所の審判によって決められるものですが、様々な理由により話し合い等が困難な場合もあります。そこで、今回の

改正法では、父母が養育費の取決めをせずに離婚をした場合も毎月一定額の法定養育費が請求できるようにしています。法定養育費は、離婚の日から発生し、父母の話し合いや家庭裁判所の審判によって養育費の分担が定められるか、あるいは、子が18歳に達したときには終了します。法定養育費の具体的な金額については、施行日までに法務省令で定められる予定です。

なお、法定養育費は、施行日後に離婚をした父母についてのみ適用されますので、注意が必要です。

法定養育費は、養育費の取決めがなくても離婚時から一定額の養育費の請求を可能とする点で、養育費の支払を必要としている家庭にとって非常に大きな意義を有するものであると考えられます。しかし、法定養育費は、飽くまで養育費の取決め等がされるまでの当面の間に対応するためのいわば暫定的・補的な措置にすぎません。養育費の額は、父母の収入等の個別的な事情を踏まえて取り決められることが望ましく、そのため、父母の離婚時に適切な形で養育費の取決めをすることの必要性・重要性は、新民法により法定養育費が導入された後も変わらないと考えられます。また、法定養育費は、父母間で取り決めるべき養育費の標準額や下限額を定める趣旨のものでもありません。そのため、父母の協議又は家庭裁判所の手続により父母の収入等の個別的な事情を踏まえて養育費の額を定める際には、その額が法定養育費を上回ることもあるであろうし、これを下回ることもあると考えられます。

養育費の考え方について、「法改正後に離婚をしようと考えていて、共同親権・共同養育の方向を検討しているが、この場合の養育費の負担についてはどのように取り決めることになるのか（例えば、子の監護の分掌について、平日は母親が子を監護し、土日は父親が子を監護すると定めたような場合に、子の養育費についてはどのように考えればよいのか。）。」というご質問をいただいております。改正法では、親権の有無や婚姻関係の有無にかかわらず、父母は、子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならぬことを明確化しています。親権の有無によって、子に対する扶養の程度に違いが生じるものではありませんし、養育費を含む子の監護の在り方についても、子の利益のために父母間で適切な協議をすることとなります。現行法上、養育費の額については、当事者の協議により定められ、当事者の協議がととのわないとき又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、個別具体的な事情に応じ、審判により定めているものと承知しています。改正法によっても、このような養育費の額の定め方が変わるものではありませんし、監護の分掌の在り方も、ご質問の例の様なケースもあり、様々ですから、監護の分掌がされた場合の養育費について分担基準を設けることは想定していませんが、法務省としては、施行までの間に、改正

法の趣旨が正しく理解されるよう、適切かつ十分な周知・広報に努めてまいりたいと考えております。

(3) 民事執行手続のワンストップ化

養育費に関する最後として、裁判手続の利便性向上に向けた見直しについて2点説明します。

1点目は、執行手続のワンストップ化です。これまで養育費について債務者の給与等を差し押さえようとする場合、債務者の財産を調査するための手続と、その手続で判明した給与の差押え手続は、その都度別々に申し立てなければなりませんでした。今回の改正法により、これらの手続を1回の申し立てでできるようになりました。

2点目は、収入情報の開示命令です。家庭裁判所が調停や審判で養育費の額を定める際には、父母それぞれの収入に関する情報が必要となります。今回の改正法では、養育費に関する裁判手続において、家庭裁判所が双方に収入情報の開示を命じることができるようになりました。これらの見直しによって、養育費に関する裁判手続がよりスムーズになることが期待されます。

4 親子交流に関する改正

(1) 父母の婚姻中の親子交流

父母の別居後や離婚後も、適切な形で親子の交流の継続が図られることは、子の利益の観点から重要であり、また、親子交流の実施に当たっては、その安全・安心を確保することも重要です。そこで、本改正法は、安全・安心な形で親子交流の適切な実現に向けた改正をしています。

なお、従前の実務では、現行民法第766条第1項の「父又は母と子との面会及びその他の交流」を「面会交流」と呼称することがありましたが、交流の在り方には様々あり、面会という語が適切かとの指摘もありました。本改正法は、同項の用語から「面会及びその他の」の語を削除し「父又は母と子との交流」に改正しています。法制審議会や国会審議の過程でも、従前「面会交流」と呼称されていたものは「親子交流」と表現されていたため、今回もこれに倣うこととしています。

現行民法には、父母の離婚後の親子交流に関する規定はあるものの、婚姻中の父母の別居時における親子交流に関する明文の規定がありません。しかし、父母が離婚する際には、これに先立って様々な理由により別居する場合が少なくなく、一般に、そのような場合においても、適切な形で親子の交流の継続が図られることは、子の利益の観点から重要であるといえます。そこで、新民法は、婚姻中別居の場面における親子交流の規定を新設し、子と別居する父母等と子との交流について必要な事項は、父母の協議によって定めること、その際には子の利益を最も優先して考慮しなければならないこと、父母の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、

家庭裁判所が父又は母の請求によりこれを定めることとしています。

(2) 親子交流の試行的実施

父母の別居後や離婚後の親子交流に関する事項について父母の協議が調わない場合には、家庭裁判所の調停や審判によってその定めがされることとなりますが、その手続において適切な親子交流の在り方を検討するに当たっては、その手続中に親子交流を試行的に実施し、その状況等をその後の調整や判断の資料とすることが望ましい事案があります。こうしたことから従前の家庭裁判所の実務においては、事実の調査の一環として「試行的面会交流」と呼ばれる運用が行われていましたが、その実施の要件や方法等については明文の規定がなく、運用に委ねられていました。また、親子交流の調停や審判の手続には相応の時間を要するため、調停成立や審判の確定等を待っている間は、父母の一方と子との交流がない期間が長期間にわたって継続する場合がありますが、親子交流を実施することが望ましいと考えられる事案においても、親子交流が行われない期間が長くなることにより、例えば、子が別居親を受け入れにくくなるなど親子関係に影響を与えかねないとの指摘もあります。

そこで、今回の改正法では、親子交流の試行的実施に関する制度を設けています。

- ①家庭裁判所は、子の心身の状況に照らして相当であるかや、調査の必要性があるかなどを考慮して、親子交流の試行的実施を促すか否かを検討します。
- ②この検討を踏まえて、家庭裁判所は、当事者に対して、親子交流の試行的実施を促します。その際、家庭裁判所は、日時、場所、方法など実施の条件を決めたり、約束事項等を定めることができます。
- ③当事者は、家庭裁判所からの促しに応じて、親子交流を試行的に実施します。
- ④試行的実施の状況や結果は、家庭裁判所調査官による調査の報告や、当事者である父母自身による報告を通じて、家庭裁判所と父母との間で共有されます。
- ⑤試行的実施の結果を踏まえて、家庭裁判所は、調停の成立や審判に向けて、必要に応じて更に調整等を行います。

このようにして、試行的実施の結果は、その後の調停や審判に活かされることとなります。

(3) 父母以外の親族と子との交流

これまで民法には、父母以外の親族と子との交流に関する規定はありませんでした。しかし、例えば、祖父母と子との間に親子関係と同様の親密な関係があったような場合には、父母の離婚後も、交流を継続することが子にとって望ましいことがあります。そこで、今回の改正法では、子の利益のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、父母以外の親族と子との交流を実施することができることとしています。また、子が父母以

外の親族と交流をするかどうかを決めるのは、原則として父母ですが、例えば、父母の一方が死亡したり行方不明になったりした場合など、他に適当な方法がないときは、父母以外の親族が、自ら、家庭裁判所に申立てをすることができるようになります。ただし、その親族は、祖父母、兄弟姉妹、それ以外の親族であって過去に子を監護していた者に限られます。

親子交流についての説明は以上となりますが、「**現在、単独親権で子を監護しており、平穏な生活をしているが、長年、親子交流を実施してきていない状況で、法改正後に、裁判所の判断で共同親権となった場合には、別居親と子との親子交流は自由にできるようになるのか。**」というご質問をいただいております。父母の離婚後の子と別居親との親子交流は、親権の行使として行われるものではありませんので、別居親の親権の有無と、親子交流の頻度や方法等は、別の問題として捉える必要があります。親子交流の頻度や方法については、子の利益を最も優先して考慮して定めるべきですので、別居親が親権者であることのみを理由として、親子交流が必ず実施されるとは限りません。

5 養子縁組に関する改正

第一に、養子縁組がされた場合の親権者が、明確化されました。未成年の子が養子になった場合には、養親がその子の親権者となり、実親は親権を失います。複数回の養子縁組がされた場合には、最後に養子縁組をした養親のみが親権者となります。また、いわゆる連れ子養子の場合には、養親となった再婚相手とその配偶者である実親が親権者となります。

第二に、養子縁組の手続について父母の意見調整の手続が新設されました。15歳未満の子が養子縁組をするときは、その子の親権者が養子縁組の手続を行う必要があります。父母双方が親権者である場合には共同でその手続を行う必要がありますが、今回の改正法では、養子縁組の手続に関する父母の意見対立を家庭裁判所が調整するための手続を新設しています。

6 財産分与に関する改正

財産分与は、夫婦が婚姻中に共に築いた財産を、離婚の際にそれぞれ分け合う制度です。財産分与は、まずは夫婦の話し合いによって決めますが、話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所に対して財産分与の請求をすることができます。これまで、この財産分与の請求をすることができる期間が、離婚後2年に制限されていましたが、今回の改正法により、離婚後5年を経過するまで請求できるようになりました。また、改正法では財産分与の目的や考慮要素などが明確化されています。特に、婚姻中

に築いた財産について、夫婦の貢献の程度は、原則として対等、すなわち2分の1ずつであるとしています。さらに、財産分与の裁判手続の利便性を向上させるための改正もされています。財産分与に関する裁判手続では、分与の対象となる財産の種類や金額を明らかにする必要があります。今回の改正法では、手続をスムーズに進めるために、家庭裁判所が、当事者に対して財産情報の開示を命じることができることとしています。

7 その他の改正

一つ目は、夫婦間契約の取消権の削除についてです。現行民法は、「夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。ただし、第三者の権利を害することはできない。」として、夫婦間の契約の取消権を定めています。しかし、この規定に対しては、当事者の真意を問題とせず一律に夫婦間の契約の取消しを認めることは相当でないとの指摘や、真意に反する契約は意思表示一般に関する規定、心裡留保、錯誤、詐欺、強迫等に基づいて取消しを認めれば足りるので、このような規定を設ける合理性はないとの指摘がされていました。そこで、本改正法は、現行民法の当該規定を削除することとしています。

二つ目は、裁判離婚の原因の見直しについてです。現行民法は、裁判離婚の原因として「強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき」を掲げています。しかし、この規定に対しては、精神的な障害を有する者に対する差別的な規定であるとの指摘がされており、また、従前の裁判実務においては、この事由のみによって離婚請求を認容するのではなく、配偶者の精神的障害の状況を現行民法の「その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき」に係る事情の1つとして考慮し、婚姻を継続し難い重大な事由があるといえるかを判断する傾向も見られました。そこで、本改正法は、現行民法の当該規定を削除することとしています。

8 改正法の施行に向けて

この改正法は、公布日である令和6年5月24日から2年以内に施行されることとされています。具体的な施行日については政令で定められる予定です。

改正法については、以下に表示されているウェブサイトでも随時情報提供しておりますので、更に詳しい情報を知りたい方は是非アクセスしてください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html



日々雑感 シリーズ

地域に密着した相談支援を……
母子自立支援員さんたちの取組み



酬恩庵 一休寺

京都府ひとり親家庭自立支援センター 相談員 **山口 佐苗**

私は、京都府ひとり親家庭自立支援センターの南部センターにて相談員をしています。

京都の観光では、京都駅より北へ行く人が多いですが、当センターは南へ徒歩15分の就業支援施設ジョブパーク内にあり、京都府の「ひとり親自立支援コーナー」として位置付けされています。京都府南部に位置する宇治や、中部の亀岡にも巡回相談に出向いており、南部には、有名な平等院のほか、昔流行したアニメのモデルになった「一休寺」があります。また、北部地域には、福知山駅に隣接するジョブパーク内に北部センターがあります。北部は、管轄する地域が広く、巡回相談の頻度が多いことが特徴です。

私は、南部センターで相談員として通算14年目となります。現在のセンターの体制は、副センター長1名、SV1名、相談員5名の計7名で構成しており、相談員はキャリアコンサルタント等の資格保持者です。

昨年度の3月までは、南部の相談員3名はいずれも、相談業務のほかセンターの運営・事務など幅広い業務を担ってききましたが、複雑化する相談に対し、より適切に対処するため、今年度よりセンター業務の分担、役割の明確化に取り組みました。私は、相談経験が長いため、主にインターカーとしての役割を担うこととなり、クライアントの状況を的確に把握しつつ、緊急度などを考慮しながら、他の相談員に繋いでいます。また、集計分析、センター運営全般、他事務などを行って、センター業務全般の統括をしています。集計分析

に関しては、数値化することで新たな視点に気付くことができます。センターでは就業支援を中心に取り組んでいますが、複雑かつ多様化するひとり親の課題に対しては、個別事情や環境を理解した上での対応が求められるとともに、多機関との連携が不可欠であり、その重要性はデータからも明らかです。

そのため、相談員には、情報に敏感となり、理解し、適切な機関に繋ぐ力が求められます。しかし、状況によっては、すぐに他機関に繋ぐことが難しい場合があります。その際は、相談員とクライアントが継続的な関係性を保ちながら、タイミングを見て、丁寧に他機関へ繋ぐことが非常に大切で、そのような見立てができる力も重要だと感じています。

昨今、法律や制度の改正が著しく、その理解や解釈について、センター内だけでは難しいことも多々あります。また、ひとり親を支援する企業や直接的な支援を行える民間団体の動向把握も必要と感じています。そのような中で、自立支援プログラムのルールの変更について、他の自治体のセンターに確認をしたことがきっかけとなり、「母子家庭等就業・自立支援センターネットワーク交流会」を開催する運びになりました。3か月に1度Zoom会議にて開催し、親子交流や共同親権など改正法に関する情報共有を行い、他の自治体センターの事業や考え方から気付きを得る貴重な機会になっています。ご関心のある方は、ご連絡いただくと幸いです。



ジョブパーク内にあり、ひとり親に様々な支援を行っています



センター同士の繋がりを推進する役割も担っている頼れる存在

お知らせ

当センターの名称につきましては、昨年度まで、「養育費等相談支援センター」と称していましたが、今年度から、「養育費・親子交流相談支援センター」と称することになりました。もともと正式には、「養育費・親子交流相談支援センター」であったものを略称してきたのですが、改めて、正式名称を称することになりましたので、よろしくお願いたします。当センターの資料などについても、順次変更してきております。

また、例年、年度当初に開催しておりました「養育費専門相談員等研修会」につきましては、「母子・父子自立支援員等研修会」に改めさせていただきました。研修内容としては、第一部、第二部の二部構成とし、第二部では、これまでどおり、集合型による検討希望事例・問題等の班別検討及び全体討議を維持しており、参加者同士による積極的な意見交換や討議を行っていただく形となっています。この名称変更の関係では、全国母子・父子自立支援員研修会と紛らわしくなってしまったためか、研修内容等についていくつかの問い合わせをいただきました。ご迷惑をお掛けしました。

さて、今号は、令和7年2月26日に開催しました「2024年度養育費等の相談支援に関する全国研修会」における法務省沼田真一局付のご講義「家族法制の見直しに関する改正民法の解説」について、掲載させていただいております。ご講義は、来年5月までの新民法の施行を見据えて、大変中身の濃い、非常に参考となる内容でしたので、同研修会に参加されなかった方々にも、是非、お知らせしたいと考え、いつものニュース・レターに比べて倍のページ数にしてお届けいたしました。

なお、シリーズ化している「豆ちしき」につきましては、紙面の関係上、お休みとさせていただきますので、ご理解ください。

今年度の地域研修会につきましては、次のとおりの開催が予定されています。

【2025年度の地域研修会実施一覧】

- 7月17日（木）北海道地域研修会（札幌市）（オンライン型）
- 9月5日（金）中部地域研修会（名古屋市）（※）
- 9月18日（木）中国地域研修会（広島市）（※）
- 10月30日（木）関西地域研修会（大阪市）（※）
- 11月13日（木）東北・北海道ブロック研修会（福島市）（福島県と共催）（オンライン型）
- 11月21日（金）四国ブロック研修会（高松市）（香川県と共催）（集合型）
- 12月11日（木）九州地域研修会（福岡市）（※）
- 1月9日（金）関東地域研修会（港区）（※）

（注）※印は、オンライン型と集合型の同時実施を示す。

北海道地域研修会につきましては、オンライン型と集合型の同時実施を予定しておりましたが、今年度も集合型の応募者が極めて少なかったため、集合型の班を編成することができず、申し訳ありませんでした。

このほか、「2025年度養育費・親子交流の相談支援に関する全国研修会」につきましては、現在、開催時期、研修内容等について検討中ですので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

編集後記

- ★日本の四季豊かな気候はどうなってしまったのでしょうか。梅雨らしい梅雨もないまま、いきなり猛暑の夏本番。体調管理も難しくなっています。このような環境の中、今年度も順次、地域研修会が始まっています。センターとしましては、来年5月までの新民法の施行を見据えて、皆様が少しでも安心して相談実務ができるように、研修資料の整備や研修カリキュラムの充実、最新情報の提供をしまいたいと思います。（まひ）
- ★早いもので、今年（2025年）も半分が過ぎました。加齢とともに時間の進行を早く感じますが、社会情勢を見ても、この半年間に、米の価格高騰、トランプ関税、フジテレビ騒動、イスラエル・イラン紛争等々の出来事が次々と起きています。子どもたちが成長する頃には、より良い社会になっていることを祈らずにはいられません。（陽）
- ★今年度は、母子・父子自立支援等研修会と研修会名が変わり、集合型とオンライン型を同時に実施いたしました。集合型のⅡ部では、片山先生と参加者の方の濃い事例検討が出来、私も大変勉強になりました。私事ですが、孫が小学1年生になりました。毎日、宿題に娘と私が死苦八苦!! 孫は、叫び転がりながら宿題に取り組んでいます（笑）（エビ）
- ★今年度から統計の月次報告が、年度末の集計をしている作業量になり、ちょっと疲れ気味ですが、研修関係の事務とルーティンを整理していきたいと思います。（RT）

養育費・親子交流相談支援センター（こども家庭庁委託事業）

（公益社団法人 家庭問題情報センター）

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-29-19 池袋KTビル10階 TEL 03 (3980) 4194

☒ メールアドレス info@youikuhi.or.jp